

新たな行動計画策定に関する有識者ヒアリング（第7回）概要

1 テーマ 「企業倫理の徹底に関する日本経団連の取組」

2 講演者 斎藤 仁氏（日本経団連社会第二本部長）

3 講演要旨

(1) 自由で公正な経済社会の実現

- ・ 現在の企業行動憲章は、規制によらず、企業が自主的に規律を果たすということによって、社会に有用な存在になろうという「規制から規律へ」という背景に依拠している。
- ・ 製品やサービスの安全性を提供することで、消費者・顧客の信頼を獲得するのは当然のことであるが、最近、それに反する行動が多々見られ、その対策に力を入れているところである。

(2) 反社会的勢力との断絶

- ・ 91年に企業行動憲章を作成したときから、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」という理念の下、反社会的勢力との断絶を推進してきた。
- ・ 特に96年の改定以降、企業が総会屋との関係を断ち切ることができず、事件が相次いだため、一企業というよりは経団連として、関係機関と連携した上、会員が一致団結して反社会的勢力と対決するという姿勢をより強化してきた。その結果、ほとんどの企業で総会屋等との断絶宣言を行った。
- ・ 反社会的勢力の活動が不透明化・巧妙化している今日、各企業は、社会的責任を強く認識するとともに、企業防衛に努め、社会正義に反する行為を許さず、反社会的勢力、団体とは断固として対決する基本方針を確認し、広く社会に宣言するとともに、関係する外部機関と積極的に連携して対策を組織的に実行することが必要である。
- ・ 内部統制に関連する法制が強化されたことにより、経営者に問われる責任が非常に重くなっていることもあり、それを経営者が自覚して、暴力団排除等の取組を実質あるものにする必要がある。

(3) 雇用形態の変化への対応

- ・ 非正規雇用の増加に伴い、これらの人も含め、企業倫理の徹底を図るとともに、これらの人が現場で起こっていることをトップにすぐ通報できるような体制を整備するということが非常に重要である。

(4) 規制の在り方

- ・ 治安、安全・安心の問題については、規制、取締りを強化しなければならないが、経済活動の便益性とのバランスも大事であるので、すべて法律によって規制するだけではなく、線引きをきめ細かく考える必要がある。企業行動憲章の精神のように、業界なり企業の自律性・自発性をできるだけ高めるような政策によって解決を図ることも必要である。

(5) その他

- ・ 「企業行動憲章実行の手引き」は2、3年に一度見直しており、こういった内容が大事だということがあれば、教えていただきたい。